一二三　住宅瑕疵担保責任法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件　一二　七
一二四　高速自動車国道に関する件　一三　九
一二六　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示　一三　29　一三
一二七　道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示　一三　29　二〇
一二八　道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示　一三　29　二三
一二九　砂防法第二条の土地を指定する件　一四　四
一三〇―一三四　高速自動車国道に関する件　一五　35　五
一三五　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　二四　六
一三六　地理空間情報活用推進基本法の規定に基づく基盤地図情報の整備に係る技術上の基準の一部を改正する件　二五　七
一三七　胆沢ダムの建設に関する基本計画の一部を変更した件　二五　七
一三八　評価方法基準の一部を改正する件　二五　37　九
一三九　登録住宅型式性能認定等機関の登録の区分を定める件及び登録試験機関の登録の区分を定める件の一部を改正する告示　二五　37　一八
一四〇　長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部を改正する件　二五　37　一八
一四一　平成二十年国土交通省告示第五百十三号の一部を改正する件　二五　37　一八
一四二　昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の一部を改正する件　二五　37　一九
一四三―一四五　国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件　二六　七
一四六　運輸審議会から答申があった件　二六　八
一四七―一四八　国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定する件　二六　七
一四九　松山空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　二七　五
一五〇　福岡空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　二七　五
一五一　高速自動車国道に関する件　二七　五
一五二　船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件　二七　六
一五三　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式承認等をした件　二七　六
一五四―一五五　一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があった件　二七　六
一五六　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　二七　六
一五七　昭和四十五年建設省告示第千五百五十二号の一部を改正する件　二八　五
一五八　工事が完了した件　二八　五
一五九　一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款の一部を改正する件　二八　五
一六〇　函館空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　二八　40　六九
一六一　枕崎ヘリポートの設置を許可した件　二八　40　六九
○気　象　庁
一六二　気象測器の型式を証明した件　二七　七
○海上保安庁
一六三―一六四　航路標識に関する件　四　六
一六五　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示　七　八
一六六　海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示　一〇　六
一六七　船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件　二七　六
一六八―一六九　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式承認等をした件　二七　六
一七〇　一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があった件　二七　六
一七一　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　二七　六
一七二　昭和四十五年建設省告示第千五百五十二号の一部を改正する件　二八　五
一七三―一七四　工事が完了した件　二八　五
一七五　一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款の一部を改正する件　二八　五
一七六　函館空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　二八　五
一七七　枕崎ヘリポートの設置を許可した件　二八　40　六九
○気　象　庁
二　気象測器の型式を証明した件　二七　七
○海上保安庁
二―三　航路標識に関する件　四　六
四　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示　七　八
五　海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示　一〇　六
六　海上保安官の要請を受けて武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者の損害補償の実施に関する告示　一三　九
七　海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示　一四　六
八―九　航路標識に関する件　一四　六
一〇　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示　一七　八
一一　水路測量の実施に関する件　二一　七
一二　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示　二四　六
一三―一四　航路標識に関する件　二六　八
一五　海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示　二七　七
○原子力規制委員会
一　独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整備等に関する告示　二八　41　三二
○防　衛　省
一六　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が決定された件　三　五
一七―一八　海上における空対空射撃訓練を実施する件　一四　七
二　海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び対艦射撃訓練を実施する件　一四　八
三　海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　一四　八
四　海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　一四　八
五　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が決定された件　二〇　七